

## 令和5年度第2回三鷹市民のくらしを守る会議 会議録(要旨)

### ●開催日

令和6年3月 21 日(木曜日) 午後1時 30 分から3時 30 分まで

### ●会 場

三鷹市消費者活動センター(三鷹市下連雀三丁目 22 番7号) 3階

### ●出席委員

加藤良子委員、倉林千佳子委員、芳川知弘委員、折原恭子委員、大山利子委員、近藤孝委員、関口博行委員、藤村一義委員、江本靖委員、松井孝太委員、青野佑一郎委員、池見浩委員、渡邊久美子委員、平井正博氏(田原なるみ委員代理)  
計 14 人(名簿順)

### ●欠席委員

平野ミエ子委員、川口大志委員、村千鶴子委員、真上浩泰委員 計4人(名簿順)

### ●傍聴人

なし

## 1 開会

### 【出席委員数報告】

委員 18 人中 14 人出席

三鷹市市民のくらしを守る条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、過半数以上の委員の出席要件を充足しており、会議は成立。

### 【会議の公開及び傍聴人の決定並びに会議録の作成】

本会議、「三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例第3条」の規定に基づき原則公開とする。傍聴人については、3月6日(水曜日)から3月15日(金曜日)まで市のホームページ等で周知したが、希望者はなかった。また、本会議録を作成し、三鷹市ホームページで公開する。会議録署名委員については、加藤委員と関口委員を指名する。

### 【委嘱状の交付】

河村市長より各委員へ委嘱状を交付。

### 【会長及び会長代理の選出】

会長は松井委員、会長代理は倉林委員が選出された。

## 2 議題

### (1) 報告事項

ア 消費者相談の認知媒体調査について

<事務局より説明>

資料 1 「消費者相談の認知媒体調査について(4回目)」

意見・質問なし

イ 催眠商法系店舗の出店継続について

<事務局より説明>

資料2 催眠商法系店舗の出店継続について

意見・質問なし

ウ 令和5年度消費者被害防止啓発及び啓発品の配布等の実績について

<事務局より説明>

資料3 令和5年度消費者被害防止啓発及び啓発品の配布等の実績について

委員

障がい者支援課経由で啓発品を配布したとのことだが、反響はあったか。

事務局

今のところ障がい者からの相談や問い合わせが増加する等、大きな変化は認められない。

エ 令和6年度小学校出前授業（消費者教育・情報モラル教育）の日程について

<事務局より説明>

資料なし

令和6年度も市内公立小学校15校で、出前授業を実施する。

意見・質問なし

オ 三鷹市消費者安全確保地域協議会について

<事務局より説明>

資料4 三鷹市消費者安全確保地域協議会設置要領

三鷹市は、平成26年6月の消費者安全法の改正により設置可能となった高齢者、障がい者、認知症等の判断能力が不十分な方々の消費者被害を防ぐための見守り活動を行う会議体である「三鷹市安全確保地域協議会」を令和5年4月1日付で設置した。令和6年1月末日現在、都内では、三鷹市を含め11の自治体が同協議会を設置している。

**委員**

三鷹市消費者安全確保地域協議会を設置したとのことだが、令和5年度の開催内容について伺いたい。

**事務局**

11月14日（火）に第1回の「協議会」を開催した。今後は、構成員間の連携や情報交換等について更に内容を深めるとともに、他の自治体の動向や取り組み内容について議論していきたい。

(2) 協議事項

ア 第5次三鷹市基本計画（1次案）へのご意見について

＜事務局より説明＞

資料5 第5次三鷹市基本計画（1次案）第4部第3消費者保護（抜粋）  
ほか

第5次三鷹市基本計画（1次案）のうち、三鷹市市民の暮らしを守る会議に関わる第4部「生命と暮らしを守る防災・減災・安全安心のまち」のうち、「第3 消費者保護」に対するご意見を伺う。

令和6年5月頃確定予定の最終案へ反映するよう努めていく。

**委員**

消費者教育とは市内の事業者に対して行うのか、それとも市内で働く人に対して行うのか確認したい。

**事務局**

市内で働く人に対しての啓発を想定している。

**委員**

事業者に対しての教育が必要だと思うがいかがか。

**事務局**

事業者に対しては啓発を主体に考えている。

**委員**

高齢者だけではなく、障がい者に対するの取り組みも推進してほしい。また、「賢い消費者」は一般的には使われないため、「自ら学び考えて行動する消費者」などと表現してはどうか。

**事務局**

ご意見を参考に検討させていただきたい。

イ 令和6年度消費者被害防止キャンペーンの実施方法と啓発品の配布について

<事務局より説明>

資料6 令和6年度消費者被害防止キャンペーンの実施方法と啓発品の配布について

令和6年度は、現状において悪質な訪問販売が増加傾向にあるため、これまでのウェットティッシュでの啓発を改め、屋外・屋内に貼付可能な「訪問販売お断りステッカー」を作成する。

委員

啓発品は、配布以外に常設はしないのか。

事務局

新たな啓発品作成単価は上昇するため、作成枚数は5,000枚程度となる。配布主体に考えている。

委員

「顔が見える関係」の中で配布すると効果的ではないか。

委員

ウェットティッシュは「啓発品」であり、ステッカーは「実用品」であるため、その点を考慮して配布等を行うと効果的な啓発が達成できるのではないか。

事務局

各委員からいただいたご意見は配布時に工夫したい。

### (3) 今後の予定

意見交換会及び委員学習会について

<事務局より説明>

意見交換会は、当該会議に関する情報提供・交換、委員学習会の講師選定等を行うものである。委員学習会は、委員活動における見識を深めていただくことを目的としている。意見交換会・委員学習会ともに参加は任意である。意見交換会で議論したい内容や、委員学習会のテーマや講師についてご意見を伺いたい。

委員

意見交換会の具体的なスケジュールを伺いたい。

事務局

当該会議の開催は一年度間に2回を予定しており、意見交換会を開催した後に本会議を開催すると、より効果的な会議につながると考えている。次回の会議で意見交換会の具体的な内容、スケジュールや委

員学習会についてもご議論いただければと思う。

(4) その他

三鷹市市民会議、審議会等における委員提案制度について

<事務局より説明>

資料なし

委員の皆様から、市民会議等の場でご議論いただくテーマを提案いただく制度である。次の本会議にて議論を行いたいテーマがあれば、4月5日（金）までに生活経済課宛のメールで受け付けている。ご提案いただいたテーマは、会長、会長代理と事務局にて調整したうえで決定する。

**委員**

当該会議終了後に委員同士でお茶を飲みながら歓談し、情報交換できる場を設けることができればよいと思う。

**事務局**

次回の会議（令和6年度第1回会議）は令和6年8月頃を予定する。

**会長**

以上をもって、令和5年度第2回三鷹市市民のくらしを守る会議を閉会する。